

広島県告示第百十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
渡部 正秀	町 山県郡安芸太田	山県郡安芸太田町大字坪野字 本郷七七〇番三ほか二〇筆	六、九四〇

二 認可年月日

令和六年二月七日